目標を持ち、実態をつかむことが大切

職場を働きやすくするつどい2017　パートⅠ

7月20日、府職労は「職場を働きやすくするつどい2017（パートⅠ）」を開催し、各職場から44名が参加しました。

この間、府職労が労働安全衛生活動の学習・交流の場として取り組んできた「ろーあん学習会」を今年度は職場活動、要求活動の活性化をめざして取り組んだものです。

昨年までと同様に藤野ゆきさん（大阪労災職業病対策連絡会事務局長）と福田茂子さん（産業カウンセラー）をコーディネーターとして迎え、労働安全衛生活動の基本を学びながら、職場要求づくりワーキングも実施しました。

次回は9月30日に開催し、職場活動の実践報告や要求書づくり、模擬労働安全衛生委員会などを行う予定です。

職場の中での「気づき」が大切

今回のつどいでは、コーディネーターの藤野さんより「今年は『何か一つ、改善要求』を目標に開催します」と提起がありました。

取り組みの方向性として、要求をつくるには目標を高く持つことと実態をつかむことが大切であるとの指摘があり、「うちの職場はこんなもの」「どうせ変わるわけではない」では改善にはつながらず、職場の中に「これでいいのか」という「気づき」を持つことが大切であるとのお話がありました。

また、交渉をするときに、相手をどう説得するか、どうすれば相手に「なるほど」と思わせることができるかという点についても話し合いました。

労働組合の安全衛生活動

また、労働組合の安全衛生活動として、労働基準法や労働安全衛生法についても学び、労使がともに「労働条件の向上」や「快適な職場環境の形成を促進」「快適な作業環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保」しなければならないことを確認しました。

労働者に「環境」をあわせる

コーディネーターの藤野さんは「人間が『環境』にあわせて無理をするのではなく、人間に『環境』をあわせる」という発想をする事なことだけど、その中で「人間」＝「労働者」を大事にする思想を育てる必要性を強調しました。

職場での地道な点検活動が重要

さらに「職場での地道な点検活動が重要」として、環境基準に照らして考え、温度や湿度、設備のチェックなども有効であることも示されました。こうした基準に照らして、それぞれの職場環境をチェックし、要求づくりに向けたワーキングを実施しました。

働きやすい職場にするために

「まとめ」としてコーディネーターの藤野さんは「要求活動」を行うためには、まず自分の職場を知ること、具体的な事例に加えて「なぜそれをしないといけないのか」があることが重要と強調し、次回の「つどい」では、要求の根拠を明らかにしつつ、各職場の要求づくりや模擬労働安全衛生委員会で深めることを呼びかけました。

次回の「職場を働きやすくするつどい2017（パートⅡ）」は9月30日（土）に開催します。「うちの職場はこんなもの」「どうせ変わるわけではない」とあきらめずに、職場を働きやすくするために、ぜひ、すべての職場からの参加をお願いします。

参加者の感想（抜粋）

○今日の集いを通して職場の安全衛生委員会で、どこから手をつけるのかイメージが持てました。職場を見直すということをまずは心がけ、職場の人から今気になることを集約して実現できる小さなことの解決をめざしていけたらと思います。

○あらためて労基法1条や労安法の主旨、快適職場指針が大切だなと感じました。

○あらためて労働安全衛生活動の基本を学んで自分なりに十分理解できて整理できました。要求実現できる近道は職場安全衛生委員会で組合員の代表としてどれだけ発言するのかが重要ですね。次回も楽しみです。

○元気をいただける研修でした。安全衛生委員会で何かひとつでも提言していかないと!!とあらためて思いました（日々仕事に追われていてつい意識が薄れがちなので反省）。

○学ぶ内容もわかりやすく、楽しい話もおりまぜられた内容であっという間の90分でした。「労安から解決をすることが職場環境を良くする上でとても重要であると感じています。特に咲洲庁舎、空調管理は執務環境としては劣悪と言わざるを得ず、このままでは府民の方から足遠くなってしまいます。切実な課題としていいきっかけとなりました。

○非常に参考になりまた活動への意欲をいただけるような楽しい講義でした、ありがとうございました。

○自分の職場について、ワークを通してゆっくり立ち止まって考えられました。

憲法を職場と暮らしのすみずみに！

ここが好き！日本国憲法 ❻

教育内容を決めるのは国民の権利

上田　晃靖（商工労働支部／府職労執行委員）

私は第26条が好き

生存権を保障し、第2項で「国は…努めなければならない」と国の責任を明記しています。しかし、26条2項には「すべて国民は…普通教育を受けさせる義務を負ふ」と、国民に義務があると書かれています。なぜ、国ではなく国民に義務を課しているのか―ここには「国が教育内容に関与すべきではない」という大事な原則が貫かれています。

それは、戦前、国が教育を利用して国民を戦争に駆り立て、軍国教育によって子どもたちを戦場へ送ったという深い反省にもとづいています。

憲法19条や23条が保障する「思想・良心の自由」や「学問の自由」を国家が侵してはならないという憲法の理念が込められています。

義務を果たすため権利を行使しよう

それでは私たち国民はこの義務をどう果たせばよいのでしょうか。子どもに十分な教育を受けさせようと思えば、それなりの費用もかかってしまいます。

私たち国民は「普通教育を受けさせる義務」を果たすために、選挙権や請願権などの権利を行使して、国や地方自治体に対し、子どもたちに行き届いた教育を保障するための教育条件を整えることを求めなければなりません。つまり、私たち国民は義務を果たすために権利を行使し、これを受けて国や地方自治体は教育条件を整える義務を負うことになります。

憲法の理想を実現する道

教育基本法（1947年制定）は「憲法の理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」と前文に書き込みました。憲法の理想の実現は、教育に託され、教育によって育つ子どもたちが憲法を実現する主人公になることを期待しています。しかし、2006年12月、教育基本法は明文改憲を主張する第一次安倍内閣のもと、憲法との一体性が示されていた前文が削除され「国家の発展」や「世界の平和」への貢献に国民を動員する教育を推進することを「理想」とするものに改悪されました。

「国連子どもの権利委員会」は日本政府に対して「高度に競争主義的な学校環境が就学年齢にある子どもの間のいじめ、精神的障害、不登校・登校拒否、中退及び自殺の原因となることを懸念する」と勧告しています。

子どもが主人公として生き生きと学び成長していける学校と教育をつくることは、子を持つ親だけでなく、私たち国民の義務であり、憲法の理想の実現につながっています。

〝国民に義務がある〟戦前の反省のうえに立って

第26条は、憲法の他の条文と比較すると大きな違いがあります。例えば、25条は1項で国民に

> 第26条　すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
> 2　すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

ごい　パートⅡ

昼食（お弁当）を用意しますので、事前に参加登録をお願いします。

ヨ、

されず、長時間労働が深刻化

収得できないという状況も生

行衝や交渉での追及を強化す
力がいっそう大切です。
するつどい」を開催します。

職労 ☎06－6941－3079